

令和6年能登半島地震により被災された方々への特別取扱いについて

2024年7月4日（更新）

令和6年能登半島地震により被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。
災害救助法が適用された地域の被災契約者の方には、お申出をいただいた場合、以下のとおりお取扱いをいたします。

■ご契約に関する特別なお取扱いについて

1. 新規の契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）

新規の契約者貸付について、以下のとおりお取扱いさせていただきます。

| | |
|----------|--|
| 対象のご契約 | 災害救助法適用地域（※）に居住されている被災ご契約者のご加入の個人保険および個人年金保険の契約（ただし、変額保険を除く） |
| 金利 | 年利 0.0% |
| 特別金利適用期間 | 2024年7月31日まで |
| 受付期間 | 2024年1月1日から2024年3月31日まで |

上記金利については、2024年1月1日より遡及適用いたします。

なお、利息の免除に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により、特別金利適用期間の終了後に実施いたします。

（※）「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域です。

2. 災害関係保険金等の全額お支払い

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金を全額お支払いいたします。

（災害保険・傷害保険や災害関係特約については、約款上に地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこの規定を適用いたしません。）

3. 保険金・給付金、据置金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お手続きの際、必要書類を一部省略させていただくなど簡易迅速なお支払いをいたします。

4. 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月間（2024年7月31日まで）延長いたします。保障をご継続される場合、払込猶予期間分の保険料全額を2024年7月31日までにお払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合、2024年8月から継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を最長2025年2月28日まで再延長いたします（※）。なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、「分割払込」のお取扱いも可能です。

※当取扱いは、2024年7月31日までに保険料の払込みに関する期間の延長を行ったご契約を対象に実施します。

5. 保険契約者からの申出による更新手続期間の延長

被災により保険期間満了後の更新手続きが困難な場合、お客さまからのお申出により、更新手続期間および更新後の保険料の払込猶予期間を最長6ヵ月の範囲で延長いたします。

6. 入院給付金および手術給付金のお取扱いについて

被災地の状況をふまえ、このたびの地震によりケガおよび避難にともなう傷病で入院・手術をされたお客さまが、入院給付金・手術給付金のご請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、つぎのとおりお取扱いいたします。

(1) 入院給付金

病院または診療所の発行した領収書等をご提出いただくことにより入院給付金のご請求があったものといたします。

(2) 手術給付金

手術同意書または手術計画書等から手術の内容が判断できる場合には、病院または診療所の発行した領収書等とあわせて手術同意書または手術計画書等をご提出いただくことにより手術給付金のご請求があったものといたします。

7. 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱いについて

当社では、約款の規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いすることとしておりますが、被災地等の事情により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることから、入院給付金のお支払いについてはつぎのとおりお取扱いいたします。

(1) 直ちにご入院ができなかった場合

このたびの地震により、入院による治療が必要なケガをされたものの、直ちにご入院することができず、臨時施設等で医師による治療を受け、その後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 当初の予定よりご退院が早まった場合（ケガ、病気の場合を含む）

引き続き入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により当初の予定より早いご退院を余儀なくされ、その後は臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

本来入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由によりご入院できず、臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

8. 住宅ローン・アパートローンへの対応

災害救助法適用地域で被災された当社住宅ローン、アパートローンを既にご利用中のお客様を対象に、返済猶予等のお申し出について、提携保証会社と連携のうえ個別事情に応じて対応させていただきます。

※令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。

災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上

お問い合わせ窓口

太陽生命 お客様サービスセンター

0120-97-2111 (通話無料)

【営業時間】

月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

※祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します。